



BA東京タイムス

発行人 金内光信

編集人 森本善三

印刷所 (株)プレス

発行所
東京都美容生活衛生同業組合

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-56-4
美容会館
TEL (03)3370-2131(代)
FAX (03)3379-0160
http://www.beauty-city.com

公 告

第69回通常総代会

日時 平成30年5月29日(火)午後1時
場所 美容会館9階ホール
東京都美容生活衛生同業組合



第8回 理事会 支部長会

本部直轄組合員 制度導入決定も 通常総代会は5月29日開催

当組合の第8回理事会・支部長会が3月7日(水)午後6時30分から美容会館2階研修室で開催されました。平成29年度の収支予算の執行見込みや、諸事業等の取り組み状況など13件の事業等が報告されました。付議事項では総代会の日程や直轄組合員制度導入など4件が付議、審議されました。報告事項及び付議事項は次のとおりです。

- 報告事項**
- 1、平成29年度収支予算の執行見込みについて
 - 2、役員・総代等選挙選任規程施行細則について
 - 3、組合加入体験キャンペーンの実施状況について
 - 4、平成30年永年勤続役員及び従業員の表彰について

- 5、第45回全国大会観戦旅行の収支決算について
- 6、第46回全国大会の開催と観客動員の協力について
- 7、第5回「きももので銀座」の収支決算について
- 8、創立60周年記念式典並びに新春祝賀会の収支決算について
- 9、第6回BA東京美容サミットの開催について
- 10、第60回ガラ・ド・ラ・コフユールの準備状況について
- 11、各支部、委員会からの報告事項について
- 12、関係団体からの報告事項について
- 13、全美連第373回理事会及び第374回理事会について

- 付議事項**
- 第1号議案
役職者の辞任に伴う後任の互選について
- 第2号議案
理事者の互選が行われ、常任理事に金子正吉理事が就任しました。なお、副理事長については理事長に一任することが承認されました。
- 第3号議案
組合本部直轄組合員制度導入について
- 第4号議案
平成31年新年会の開催及び日時・会場について

この協同組合はBA東京組合員の皆様の為の健全経営を支える大きな柱として設立いたしました。並みいる大型店だけが得ている利益を我々も同様に得られるように組合が小魚の集団と化し、大型店に対抗できる共同購買組織として認可を得たものです。いわば私達小規模経営者が集う組合員組織だからこそ実現できる利益共有の仕組みとして誕生したものです。

最後に一言、通常1、300円で販売されている本マガロの刺身一皿を50%OFFで買えた時間様の喜びを味わってください。なお、商品カタログは定期的にBA東京タイムスに同封しますので大事に保管して、ご活用ください。皆様のご健勝ご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

第60回ガラ・ド〈7/3〉



入場券販売開始 お申込みは所属支部長へ

2,500円

7月3日に大田区総合体育館で行われる第60回ガラ・ドの入場券販売が始まります。料金は2,500円です。所属支部で取り扱っていますので支部長さんにお申し出下さい。

ポイント①アリーナ席では選手と同じ目線で作品が観られる②クオリティの高い洗練されたショー③会場は駅から近くアクセス良好。京浜急行梅屋敷駅から徒歩5分④ステキな景品が当たる抽選。

創立5周年にあたって

美・プラザ協同組合

理事長 因幡有紀

日頃、美・プラザ協同組合をご理解、ご利用いただいているBA東京の皆様には、誠にありがとうございます。組合も創立5周年になりました。

コンテスト技術講習会

☆コンテスト技術を基礎から勉強

日時 4月10日(火) 午前10時～午後4時

会場 美容会館2階研修室

講師 掛川吉隆、福元和見

申込み 美容会館 TEL 03-3370-2131

着付師社内検定受検講習会のご案内

☆これで万全 一傾向と対策

日時 5月15日(火) 午前10時～午後4時

実技: 9月～11月の間の2日間を設定します。

場所 美容会館2階研修室

募集等級 初級、中級、上級

受講資格 組合員及びその従業員

受講料 学科: 各級 10,000円
実技: 初級 10,000円、中級 20,000円、上級 30,000円

講師 社内検定指導講師

申込み BA東京 TEL 03-3370-2131

誰でも自由に参加できる サロン繁栄勉強会

日時 4月27日(金)午後7時～

会場 美容会館2階研修室 渋谷区代々木1-56-4

テーマ 「女性スタッフが結婚・出産しても長く活躍できる環境づくり」

講師 秋田繁樹

会費 認定会員 無料、組合員及びそのスタッフ 500円、非組合員 1,000円

申込 本紙同封チラシにある申込書に記入しFAXにてお申込みください。(定員に達し次第締切ります。)

主催 東京認定美容師会



全国大会 出場選手選考会のお知らせ

10月23日(火)に新潟県新潟市で第46回全日本美容技術選手権大会が開催されます。この大会にB A東京からも選手を派遣しますが、出場選手は今年のカラ・ド上位入賞者に加え、カラ・ドに無い3種目「花嫁化粧着付」「洋装ブライダル」「ネイルアート」については別に選考会を開催します。

その選考会が次の要領で開催されますのでお知らせします。
選考会実施要綱
日時 7月31日(火) 午後6時
会場 美容会館2階
選考競技種目
①花嫁化粧着付(人体モデル)
②洋装ブライダル(人体モデル)

③ネイルアート(チップ)出場資格 B A東京の組合員もしくはその従業員で美容師免許を有する者
申込み方法 電話にてB A東京事務局へご連絡ください。所定の申込書に美容師免許証のコピーを添え提出していただきます。「競技規則」「選考会の案内」を後日送付します。
申込締切 6月29日(金) 03:33702131

き簡単！
「ミツウロコでんき」からの提案
今や電気は電力自由化により選んで使う時代になりました。B A東京はミツウロコでんきと連携し、組合員の皆さんに電気料金の見直しのご提案をすることになりました。電気会社をミツウロコでんきに切替えることにより、電気代が安くなった。さらさらのコスト削減につながります。

そこで、こんな気になる疑問にお答えします。
◆電力会社を変えたら停電が不安…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…

◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…

◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…
◆切替の手続きが面倒なのでは…

「組合加入体験」 キャンペーン実施中 お試し組合員増えています

美容組合では現在、組合加入促進の一環として、本年10月末までの期間限定で組合未加入者に組合員としての体験ができる「キャンペーン」を実施中です。体験者には期間終了後、正式な組合加入を促してゆこうというものです。1人でも多くの仲間を増やすために組合員さんのご協力をお願い致します。実施内容は次のとおりです。

- #### 組合加入体験キャンペーン 実施内容
- 加入体験できる内容
①美容所賠償補償制度への加入(掛金免除)
②災害共助会制度への加入(会費免除)
③組合本部主催の講習会、セミナーへの参加(組合員扱い)
④組合機関紙等の送付
⑤弁護士による電話法律相談
⑥組合販売物の購入
⑦東京美容家集団の月例会に1回無料参加
 - 実施期間
加入体験開始日 平成29年11月1日～平成30年5月23日の間
加入体験終了日 平成30年10月31日
 - その他
・加入体験者は支部に所属しません。(組合に本加入する時点で支部に所属する)
・加入体験者をご紹介いただいた方には、1名につきクオカード1,000円分を贈呈します。(正式に体験登録した場合に限る)
・組合員又は組合加入したことのある店舗、前回の加入体験者は対象外です。
・お問合せは組合本部事務局へ。

当組合主催で美容業界の課題を検討する「B A東京美容サミット」は今回で6回目を迎え、3月22日(木)午後7時より美容会館9階ホールに於いて「雇用の未来、外国人就労問題について考える」をテーマに開催しました。

今回のパネリストは山中祥弘(メイ・ウシヤマ学園理事長)、山本幸助(中部美容専門学校理事)、岸上興自(SBC COLAB第29代理事長)、長谷川高志(セイフアール代表取締役社長)、千葉智之(ホットペッパービューティアカデミー

長谷川高志(セイフアール代表取締役社長)、千葉智之(ホットペッパービューティアカデミー代表取締役社長)が、美容師免許取得者は高度専門人材なので活用すべき、賃金や社会保障の問題など、盛り込まれました。

第6回 B A東京美容サミット 「雇用の未来」を討論

長谷川高志(セイフアール代表取締役社長)、千葉智之(ホットペッパービューティアカデミー代表取締役社長)が、美容師免許取得者は高度専門人材なので活用すべき、賃金や社会保障の問題など、盛り込まれました。



平成30年度 雇用保険料率 前年度の料率据え置き

平成30年4月1日～平成31年3月31日までの雇用保険料率は、平成29年度の料率を据え置きとなりました。料率は次のとおり。

	雇用保険料率(A+B)	事業主負担(A)	従業員負担(B)
美容業など一般	9 / 1,000	6 / 1,000	3 / 1,000

東京都は中小企業の人材育成をバックアップするため、従業員に職業訓練を受けさせた場合、助成金を支給しています。その概要は次のとおりです。
申請できる事業主の条件
▲訓練の経費を受講者に負担させていないこと。
▲訓練を勤務時間内に行い通常の賃金を支払っていること。
※他に条件あり(省略)
助成対象となる訓練
A・事業主等が自ら企画し実施する訓練。B・教育機関に従業員を派遣し実施する訓練。
※いずれも訓練時間に制限あり(省略)
対象となる受講生
都内で常時勤務し、訓練の出席率8割以上の者。
支給額
上記訓練Aは受講者1人1時間当たり430円。Bは1人1コース受講料等の2分の1
※支給額及び訓練時間に上限あり(省略)
手続きの流れ
申請の相談予約→交付申請書提出→審査→交付決定通知→職業訓練の実施→実施状況調査→実績報告書提出→審査→額の確定通知→助成金請求書提出→助成金振込
※この説明で触れていない細かい条件や約束事がありますので詳しくは「東京都中小企業職業訓練助成制度」で(検索)
問合せ・申請先
都内各職業能力開発センターへ

組合目録

月	内容
3月	1日 TBA月例会 2日 総務部会、広報会議 6日 監事会、経営組織部会、増毛エクステ・育毛講習③ 7日 理事会・支部長会 13日 認定会特別教養講座、試験委員候補者講習まつ毛エクステ講習⑥ 14日 正副理事長会 20日 訪問美容講習②、まつ毛エクステ講習① アヒアランス・サポート技能講習① 22日 BA東京美容サミット 23日 福祉美容サービスセンター会議 27日 アヒアランス・サポート技能講習② 30日 サロン繁栄勉強会
4月	3日 フレッシュマンセミナー まつ毛エクステ講習②、カラー・パーマ講習会① 採用力強化セミナー 4日 広報会議 5日 TBA月例会 10日 監事会 アヒアランス講習③、カラー・パーマ講習会② 11日 正副理事長会、常任理事会 17日 まつ毛エクステ講習③ 20日 ガラ・ド実行委員会 25日 関東ブロック理事長会 27日 サロン繁栄勉強会

組合諸制度 3月の状況

給付項目	件数	給付金額
結婚祝金	1	20,000
第一子誕生祝金	0	0
子供誕生祝金	1	20,000
金婚祝金	1	50,000
銀婚祝金	0	0
古希祝金	2	20,000
還暦祝金	0	0
長寿祝金	0	0
配偶者死亡弔慰金	0	0
子供死亡弔慰金	0	0

◆請求有効期限がありますので、ご請求は忘れずに◆

給付項目	件数	給付金額
入院療養見舞金(継続5日～29日入院)	3	60,000
(継続30日以上入院)	3	150,000
人間ドック補助金	4	40,000
計	15	360,000

●総合福祉共済制度

●特別給付金支払状況 (単位:円)

給付項目	件数	給付金額
死亡共済金(病気等)	1	1,000,000
高度障害保険金	0	0
災害死亡共済金(事故)	0	0
災害入院共済金	0	0
障害給付金	0	0
計	1	1,000,000

※請求有効期限3年

●傷害通院給付金 (単位:円)

給付項目	件数	給付金額
傷害通院給付金	1	26,000

※請求有効期限1年

●美容所賠償責任補償制度

対人	対物
事故発生件数	6件
6件	5件
保険金支払件数	2件
2件	3件
保険金支払金額	76,320円
76,320円	40,376円

●日本政策金融公庫融資制度

振興事業貸付	生活衛生改善貸付
申込件数	12件
12件	0件
申込金額	13,600万円
13,600万円	0円

●災害共助会制度

火災発生件数	0件
0件	0件
自然災害発生件数	0件
0件	0円
見舞金支払金額	0円
0円	

美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題字: 故山野千枝子先生)

平成三十年度事業計画

平成三十年度保険料

(後期高齢者支援金分)

月額三、五〇〇円を含む)

一人当り月額

○一般被保険者

二〇、〇〇〇円

※従業員組合員 一四、五〇〇円

※同一世帯家族 九、五〇〇円

※同一世帯家族(未就学児) 六、〇〇〇円

○介護納付金賦課被保険者

(40歳~64歳の方)

二一三、〇〇〇円

※従業員組合員 一七、五〇〇円

※同一世帯家族 一二、五〇〇円

「被保険者証」

四月一日から

更新されます。

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、三月三十一日までとなっております。四月一日からは、新しい「被保険者証」に次のとおり更新されます。

▼更新の時期

平成三十年四月一日

▼有効期限

平成三十一年三月三十一日

但し、後期高齢者(75歳以上)になる方は誕生日の前日

▼色調

公示

(平成三十年四月一日) 公示第三一九号

平成三十年三月十六日 第一七六回組合会の議決に基づき、「平成三十年度事業計画・歳入歳出予算」について、国民健康保険法第二十七条第二項、

東京美容国民健康保険組合 理事長 中村 章

一、基本方針

平成30年度から、都道府県が財政責任の主体として、市町村とともに国民健康保険を担うという、国民健康保険制度創設以来の大改革が実施されます。国保組合は、定率国庫補助の段階的引き下げ、後期高齢者支援金、介護納付金の総報酬制の拡大・導入等により厳しい状況が続くものと見込まれます。

本年度の予算については、被保険者数の減少、保険料及び国庫補助金の増加等が見込まれる中、保険料は介護分を含め現行どおり据え置くこととしております。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度については、情報連携の本格運用に向けて、平成30年7月のデータ標準レイアウト変更に係るシステム改修・テストの準備等を着実に進めてまいります。

本年度から特定健診・特定保健指導の第3期実施計画が開始されることから、受診率の向上を図られるための取り組みを積極的に実施してまいります。また、加入者の「健康寿命」延伸に向けた、

効果的な健康づくり事業の推進に努めてまいります。

国保組合を取り巻く情勢は厳しく、先行きは不透明な状況にあります。変化する状況を的確に把握し、ご加入いただいている組合員及びご家族の負担に応え、適正な事業運営を行ない、組合運営の効率化と健全化を図っていくこととします。

平成三十年度年間平均被保険者を、一八、〇〇〇人とし次のとおり策定する。

年間平均被保険者数

・事業主組合員 二、五〇〇人

・従業員組合員 一、二〇〇人

・同一世帯家族 四、三〇〇人

合計 一八、〇〇〇人

介護納付金賦課被保険者数

四、七〇〇人

都内居住被保険者数

一三、五〇〇人

特定被保険者数

一、五〇〇人

前期高齢者数 三五〇人

未就学児被保険者数 一、一〇〇人

三、保険料 保険料賦課額を次のと

〔平成30年度歳入歳出予算〕

歳 入			歳 出		
科 目(款)	予算額(千円)		科 目(款)	予算額(千円)	
1 保 険 料	3,162,151		1 組 合 会 費	7,650	
2 一 部 負 担 金	2		2 総 務 費	316,253	
3 使用料及び手数料	1		3 保 険 給 付 費	2,827,871	
4 国 庫 支 出 金	1,673,128		4 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,346,881	
5 前 期 高 齢 者 交 付 金	2		5 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,543,226	
6 都 支 出 金	198,337		6 老 人 保 健 拠 出 金	55	
7 共 同 事 業 交 付 金	60,919		7 介 護 納 付 金	419,282	
8 財 産 収 入 金	18,689		8 共 同 事 業 拠 出 金	114,061	
9 寄 付 入 金	1		9 保 健 事 業 費	127,251	
10 繰 越 金	3		10 積 立 金	14,200	
11 繰 越 収 入 金	2,371,825		11 諸 支 出	5,102	
12 諸 収 入	14,659		12 予 備 費	777,885	
歳 入 合 計	7,499,717		歳 出 合 計	7,499,717	

おりとする。
・被保険者一人当たり
平均月額 一七五、六六六円
・年間月額 一四、六三八円
〔二十九年度〕一七五、六三三円

四、保険給付 別掲「保険給付のご案内」のとおりとする。

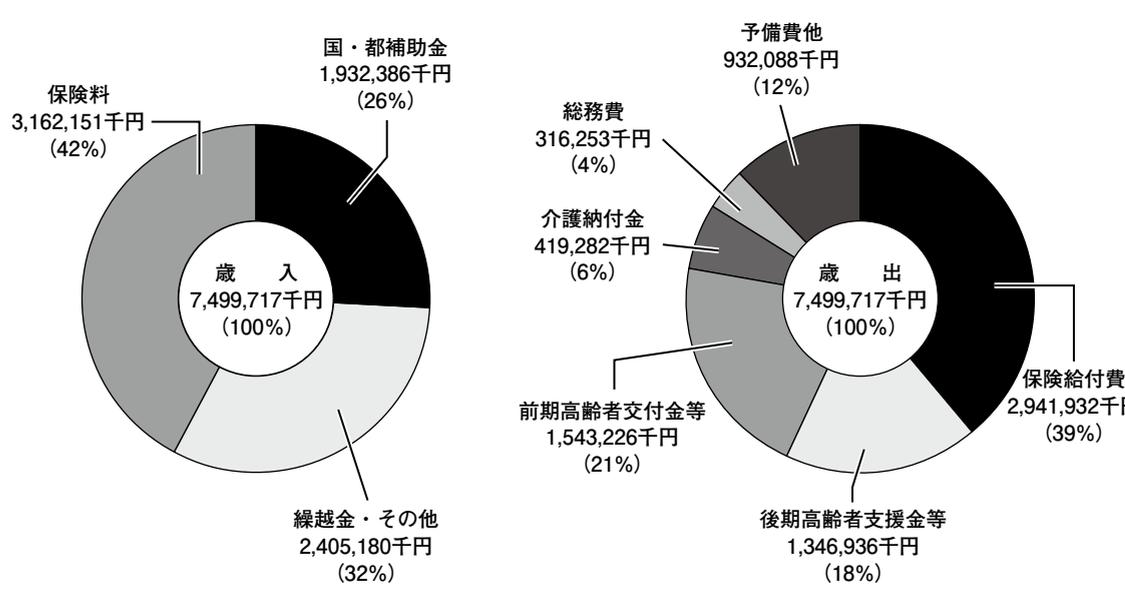
五、保健事業 被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図り効率的な運営に資するため、次の事業を実施する。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施
(2) 健康家庭の表彰
(3) 育児書の配布
(4) 医療費の適正化
(5) 保健医薬品の無償配布
(6) 感染症の予防対策

七、運営 組合運営のため、次のとおり会議を開催する。
(1) 組合会 通常組合会(一回) 臨時組合会(一回)
(2) 役員会

必要の都度随時開催
① 理事会
② 各種委員会
③ 監事会
④ 協力員事務打合せ(一回)
⑤ 管外研修会(一回)

平成三十年度東京美容国民健康保険組合歳入歳出ならびに国民健康法第二十七条第一項の規定による予算に直接関連して議決を求める事項は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算) 第一条 歳入歳出予算の
総額は七、四九九、七二七千円とする。
第二条 借入金
第三条 特別積立金の繰替使用
第四条 歳入歳出予算の同一款内での各項目の金額を流用できる場合は次のとおりである。
1 保険給付に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。



美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題 字：故 山 野 千 枝 子 先 生)

適正受診にご協力ください。

医療費が増加傾向にある昨今、多くの国民健康保険の財政は苦しい状況にあります。そして、増加していく医療費の中には、一人一人が保険証の適正受診を心がけることによって、抑えていけるものも含まれているのが現状です。皆様の国民健康保険、そして医療制度そのものを守っていくためにも、以下のことに留意しましょう。

- 不必要な休日、夜間の受診は避けましょう。「夜間の方が空いている」などの理由で軽い症状の方が休日や夜間に診療を受けるケースが増えています。それによって緊急性の高い重症の患者さんの診療に支障をきたす場合があります。受診の際には夜間、休日に受ける必要があるかどうか、もう一度考えましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬によって、体に悪影響を与える心配があります。
- 薬のもらいすぎに注意しましょう。用法、用量を守って、適正な服用をしましょう。
- ジェネリック医薬品の利用を考えましょう。(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安く済みます。医療機関や薬局に相談しましょう。
- かかりつけの医師を持ちなし。病状・病歴などを把握してもらおうことで、素早い対応につながりやすくなります。

「保険給付」のご案内

病気やケガをしたとき

▽療養の給付

診療、治療、手術、処置、入院、薬剤の支給などによってかかった医療費の七割が、病気やケガが治るまで給付されます。

ただし義務教育就学前(六歳に達した三月三十一日)までは、八割、義務教育開始から六十九歳まで、七割、前期高齢者の方は八割または

は九割(現役並所得者は七割)となります。

(平成二十六年四月より、平成二十六年四月一日以降に七十歳に達する被保険者は八割)※①、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達した被保険者については、引き続き軽減特例措置の対象の九割(※②)

※①誕生日が昭和十九年四月二日以降の方
※②誕生日が昭和十四年四月二日から昭和十九年四月一日まで

の方
○割合の決定につきま

しては所得の確認が必要となります。

▽療養費(現金給付)

旅行中または急病など、緊急やむを得ない理由により保険診療を受けられなかったときは、費用額(審査決定した額)の給付割合が、現金で支給されます。

また、移送・接骨・柔道整復・あんま・はり・きゅう(医師の同意書が必要)・補装具(コルセ

70~74歳の自己負担限度額の変更について

○平成30年7月診療分まで

区分	所得要件	外来 (個人ごと)	入院 (世帯単位で合算)
一定以上所得者 (現役並み所得者)	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 <年間144,000円上限>	57,600円 <多数該当：44,400円>
低所得者	住民税非課税	8,000円	24,600円
			15,000円

一般の限度額、一定以上所得者の区分と限度額の変更

○平成30年8月診療分より

区分	所得要件	外来 (個人ごと)	入院 (世帯単位で合算)
一定以上所得者 (現役並み所得者)	課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当：140,100円>	
	課税所得 380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当：93,000円>	
	課税所得 145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 <年間144,000円上限>	57,600円 <多数該当：44,400円>
低所得者	住民税非課税	8,000円	24,600円
			15,000円

※70歳未満の自己負担限度額については変更ありません。

ット等)・小児弱視等の治療用眼鏡等弾性着衣等・生血(輸血)なども同様です。

▽高額療養費(現金給付)

保険診療による自己負担分(一部負担金(三割)が一人同じ月内、同じ医療機関において、一定の限度額を超えて支払ったときは、申請によりその超えた額が支給されます。(※)

差額ベッド料や保険診療外の費用は、支給の対象となりません。

○高額療養費の支給の際には、自己負担限度額を判定するため

被保険者の所得を証明する書類が必要となります。

※国の制度改正により、平成30年8月より、70歳~74歳の方の限度額の一部が変更になります。(右表参照)

特定健診・特定保健指導のご案内

医療構造改革における医療保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、内臓脂肪型肥満に

予防のための健康診査

(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施が義務づけられています。

皆さまには積極的に健診を受けていただき、生活習慣の見直しや、健康増進に役立て、当組合の財政、ひいては皆さまが納めている保険料にも反映されることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

一年に一度は特定健診を受診しましょう。事業主は従業員の健康増進のため健診受診を呼びかけましょう。

対象者：40歳~74歳の方(今年度40歳を迎

える方も含みます) 配布時期：6月~8月にかけて

送付先：健康保険証に記載の現住所

健診料金：無料(自己負担0)

※平成30年4月1日以降に加入した方が特定健診をご希望する場合は事務局までご連絡ください。

※人間ドックを受診された(る)方は、特定健康診査の検査項目が含まれておりませんので、特定健康診査は受診できません。(同一年度内)

人間ドックのご案内

協定施設にて人間ドックを受診した方に対して、助成を行っております。ぜひご利用下さい。

注：協定施設以外で受診された場合は助成できません。

申込方法 協定施設でご予約を済ませた後、事務局にご連絡ください。申請用紙を送付いたします。

※協定施設を通じて特定健診部分の受診結果をいただく場合があります。ご了承ください。

※人間ドックを受診された(る)方は、特定健康診査の検査項目が含まれておりませんので、特定健康診査は受診できません。(同一年度内)

事故増加

高齢者の運転免許自主返納に協力しよう
返納者にお店独自の特典提供を



ステッカー

運転免許自主返納とは、運転免許の有効期限内に自主的に免許を返納して運転を引退することです。

警視庁や関係機関は、高齢者の運転事故を減らすためにこれを民間や自治体に働きかけ、各企業

や文化施設、美術館などは免許返納者に様々な特典等を与えるなどして協力を求めています。例えば、料金の割引、購入物品の無料配達、記念品・粗品・優待券のプレゼント、ポイント加算、ドリンク無料等々。

BA東京もこの趣旨に賛同し、自主返納制度が始まった当初(10年前)、当組合名と自主返納マークが入ったステッカーを作成し店頭貼るなどし

て、これに協力し現在に至っています。

その内容は、運転免許を返納したお客様が美容サロンに「運転経歴証明書(返納者が申請して貰える)」を提示した場合、美容サロンはそのお客様にサロン独自の何らかのサービスを行うというものです。そのサービス内容は前記のように、割引やポイント加算、粗品などのプレゼントなど何でも結構です。

高齢者の事故を無くするという社会貢献の一つでもあり、運転免許返納者に何らかのサービスを行う美容サロンであることをステッカーでアピールして集客にも繋がりますので、組合員の皆さんの更なるご協力をお願いいたします。

ご協力頂けるサロンで、まだこのステッカーをお持ちでない方は、所属支部長さんまでお申込み下さい。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

※更に詳しい内容は「運転免許自主返納」で検索を。

美容師実技試験委員
候補者を募集しています

当組合(BA東京)では、国家資格・美容師試験の実技試験委員候補者を

としてご登録いただける方を募集し、美容師実技試験研修センターに推薦しています。推薦条件は次の4項目全てに該当する方です。

- 美容師免許取得後、実務経験15年以上の方。
- 年齢50歳までの方。
- 試験期間を連続して終日出席できる方。
- 試験委員養成研修会及び勉強会に参加できる方。

ブロックだより

多摩
佐藤友美先生招き講習会



多摩ブロック(鈴木義則ブロック長)では、3月6日(火)午後1時30分より国分寺・労政会館に於いて「女の運命は髪で変わる」のタイトルで佐藤友美先生(ヘアアーティスト&エディター)をお招きして講習会を開催しました。

今回は「女の運命は髪で変わる」に始まり「道を継ぐ」に続くお話しとなりました。髪は命尽きる瞬間も共にそこにあり私達の仕事は元氣も勇氣も与えることも素敵な仕事であること。お客様と美容師の橋渡し役となつて頂き、少しでも美容師の地位が上がって欲しいとの事でした。

美容の仕事の素晴らしさを実感した講習会となりました。

国家検定
着付け技能検定のお知らせ

国家検定制度の着付け技能検定の試験要領が先頃発表され、本紙3月号で概要をお知らせしましたが、受験を希望される方は「全日本着付け技能センター」03-3370-1740にお問合せ頂く

登録ご希望の方は、組合本部03(3370)2131へご連絡ください。いは未定です。

認定会
特別教養講座

「世田谷事件」後の
生き方に感銘

東京認定美容師会(鈴木則子会長)では3月13日(火)、ホテル雅叙園東京に於いて特別教養講座を開催しました。

今回は2000年に「世田谷事件」で妹さん一家を失った入江杏氏に「悲しみを生きる力に」をテーマにご講演いただきました。

入江氏は講演の中で、事件後、「自分だけが生き残ってしまった罪悪感」に苛まれていたと語りました。そして、その深い悲しみと喪失感を、

サロン繁栄
勉強会報告



生産性を高める
美容室経営を学ぶ

東京認定美容師会(鈴木則子会長)主催の2月サロン繁栄勉強会は「生産性を高める美容室経営その2」をテーマに、講師に松蘭若子先生をお招きして開催しました。

松蘭先生は、現在14店舗を経営しスタッフ150名で、顧客満足度を高め失客を防ぎ、新規客の紹介を獲得する経営

を行っています。人事評価は個人売上ではなく、個人再来率、店舗売上目標達成の重要性に主眼をおいて行われ、明快な従業員評価及び給与体系を確立し、一人のトップスタイリストに依存せずチームとして売上を作り出すシステム作り

に成功しています。これによりスタッフの離職率も大幅に改善されたとのこと。接客面では、新規客のカットクロスの色

を他のお客様と変え、従業員全員が視覚的に新規客を把握できるようにし、気を配った接客を行うこと。また、再来店のお客様はお試し客として位置づけ、新規客とはまた違った色のカットクロスにし、初回のメニュー、次回

東京美容国民健康保険組合に加入の皆様へ

この「BA東京タイムス」は東京都美容生活衛生同業組合(以下、「BA東京」という)の組合員に配布している機関紙ですが、現在、東京美容国民健康保険組合の組合員でBA東京に未加入の方にはBA東京の事業や活動を知って頂きたく「国民健康保険料納入通知書」に同封させていただきます。BA東京へのお問合せ、ご加入については下記までご連絡ください。BA東京の各種制度のご利用は加入後からとなります。なお、BA東京タイムスに掲載案内されている同封物などは入っていませんので、ご了承ください。

東京都美容生活衛生同業組合(BA東京)事務局
Tel. 03-3370-2131

代々木交差点

上善は水の如し。水は善く万物を利用して争わず、衆人の悪む所に居る。(老子、荘子)

「上善」とは理想的な生き方。そういう生き方をしようと思うならば、水のあり方に学べと言っている。水は万物に恩恵を与えながら、自分はいくらと相手に逆らわないで、人の嫌がる低い所に流れていく。考えてみると丸い器に水を入れると丸い形になり、四角な器に入ると四角な形になるように、相手に逆らわずに、いかようにも形を変えていく柔軟性をもっている。生物に恩恵を与えながらきわめて謙虚で

その後は、当会メンバーによる着物のショー、中国料理に舌鼓を打ちながら楽しいひと時をすごしました。参加者は104名。

お悔み申し上げます

- 谷口和江さん (本郷 平成29年12月21日)
- 佐藤チカさん (町田 平成30年1月26日)
- 田中明美さん (葛飾北 平成30年2月21日)

5月月例会

日時 5月17日(木) 19:00~

会場 美容会館9F TBホール

入場料 会員無料、ビジター3,000円

ヘア パーソナルカラーに基づいた「およばれ」の似合わせ術

菊玖(渋谷きく子)、AKIRA

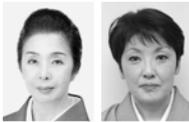
着付 「春から初夏へ」ひとえの着こなし色々

井達登美子

「古典からモダンへ」小野寺昭美

※都合により、内容及びスタート時間が変更になる場合がございます。

☆5月月例会は会場の関係で5/17(第三木曜日)に開催します。ご注意ください！



各種実技講習会のお知らせ

(注)受講料に [TM]:TBA会員 / [TS]:TBA会員の店の従業員 / [BM]:BA東京組員 / [BS]:BA東京組員の店の従業員 / [V]:一般

ヘア

◆今、20代~30代のお客様が求めるカット、カラー&パーマ講習会

[TM]・[TS] 3,000円 [BM]・[BS] 4,000円 [V] 6,000円

サロン営業にすぐ結びつく内容です！！

日時 4/24(火) 10:00~13:00 **講師** 渡邊要

◆『浴衣カーニバルのすべて』講習会

[コンテスト出場者] 2,000円/1日 [その他] 5,000円/1日

7月24日(火)に行われる7月月例会『夏の恒例！浴衣カーニバル！』浴衣ヘア、浴衣メイク、ヘアアレンジコンテストに向けての対応講習会です。

日時 6/20(水)、7/12(木) 20:00~22:00

講師 6/20 菊玖(渋谷きく子)、藤本博之、神谷公英
7/12 森本公子、松本桂、AKIRA

着付

◆襟付け実技講習会 [TM] 10,000円 [TS] 11,000円 [BM]・[BS]・[V] 12,000円

美しく装う第一歩は長襦袢の半襟付けから！コンクールに出場する方もしない方もぜひ！

日時 5/8(火) 10:00~15:30 **講師** 由井紀恵子

◆中振袖科着付講習会【テキスト付】

[TM] 21,000円 [TS] 24,000円 [BM]・[BS]・[V] 27,000円

体型補正~長襦袢の着付~中振袖の着付~帯結び~総仕上げ

日時 6/14(木)、6/21(木)、6/28(木)、7/5(木) 19:00~21:30

講師 当会着付部常任指導委員以上

◆着付け職種技能検定1級実技試験対応講習会

[TM]・[TS]・[BM]・[BS]・[V] 2日間一律20,000円

実技に備えてlesson！

日時 6/28(木)、7/5(木) 18:30~21:30 **講師** 由井紀恵子

各種のお知らせ

◆TBAオリジナルシザー“TBA・T”販売中！

定価 80,000円(税込)

TBA会員価格 55,000円(税込)

鋼材は高価なコバルトモリブデンを使用。

サイズは5.75インチ！



※1回無料の研磨調整チケット付き

申込み & 問合せ TBA(東京美容家集団)事務局
TEL: 03-3379-0555 / FAX: 03-3379-0160
〒151-0053 渋谷区代々木1-56-4 美容会館3F

美容組合の推薦商品

※お問合せ、ご利用の際は「美容組合の組合員です」とお伝えください。

推薦商品	商品取扱い業者	連絡先
日清サラダ油 他	日清商事(株)	03-6222-3024
アメリカンファミリー生命保険会社商品全般(アフラックがん保険 他)	(株)アーバンファミリー	03-3391-8808
丸大ハム 他	丸大食品(株)	03-5677-4031
ダイキン工業 省エネ エアコン	(株)メイセイ	048-294-1031
オーダーメイドウィッグ	(株)アートネイチャー	03-3379-3334
サロン・ド・ネットシステム(サロン経営支援ソフトウェア)	(株)ハイパーソフト	099-206-3376
オリリー リフトレプロダクツ製品(化粧品)	オリリー(株)	06-6376-5555
冠婚葬祭業務	(株)ブレインアンドパートナーズ	0120-115-900
薄毛治療、美容皮膚科全般	(株)ビーシートラスト	03-5309-2560
アグアンキアシステムセット	(株)ライトウェーブ	03-6661-2272

加入しましょう 全美連の総合福祉共済制度

共済金は1口400円からの月掛金で、万一の死亡保障が100万円！(特別給付金もあります。)

死亡または高度障害状態 「死亡保険金または高度障害保険金」	共済1口で	100万円
不慮の事故または感染症で死亡 「死亡保険金」+「災害保険金」	共済1口で	200万円
不慮の事故により高度障害状態 「高度障害保険金」+「障害給付金」	共済1口で	200万円
不慮の事故による障害状態 「障害給付金」	共済1口で	100~10万円
不慮の事故による5日以上入院 「入院給付金」	共済1口で	日額 1,500円

掛金は

加入年齢	月掛金(1口)
14歳6か月超~25歳6か月まで	400円(5口まで)
25歳6か月超~40歳6か月まで	600円(5口まで)
40歳6か月超~55歳6か月まで	800円(5口まで)
55歳6か月超~65歳6か月まで	1,000円(3口まで)
65歳6か月超~75歳6か月まで	1,800円(2口まで)
75歳6か月超~80歳6か月まで	3,000円(継続加入のみ。1口まで)

ご注意！ 総合福祉共済制度 加入者の皆さんへ

■掛金引き落としの口座残高不足による自動脱退

預金残高不足等により掛金が3回連続して口座から引き落としされなかった場合、自動脱退となり保障がなくなります。再加入する場合は、改めて新規からの加入手続きとなります。特別給付金の適用は加入・再加入の日より1年後からとなりますので、ご注意ください。

■給付金等の請求忘れ

給付金等の請求には有効期限があります。この期限を過ぎますと請求できなくなってしまいますので、ご注意ください。

<請求有効期限>

事由発生から、共済金は3年、特別給付金及び傷害通院給付金は1年です。

美容室での事故をなくしましょう

美容所賠償責任補償制度 事故例と事故防止対策



薬液等による対人事故は、思わぬ高額賠償請求になる場合があります。

実際に起きた高額賠償事故例

●ヘアカラー施術により被害者の皮膚がかぶれ高額賠償請求となり、かつ弁護士対応となった。

治療費、慰謝料等 1,157,940円

●店内床の髪の毛で滑り、お客様が転倒。転倒の際、手首を骨折しギプス固定期間を含む総治療日数が437日と長期化したため、高額な賠償請求となった。

治療費、慰謝料、介護委託費用等 1,728,490円

近年、一般消費者の損害賠償の意識が高まり、賠償額も年々高くなっています。事故はお客さまにご迷惑をおかけするだけでなく、お店の信用にも関わります。多くの事故はもう少し気をつけていれば防げた可能性があります。

あると思われま。また、この制度の対象とならず、お店で賠償しなければならぬこともありま。今一度気をつけよう。(本記事は全美連機関誌「ZENBI」からの転載です)

対策
ヘアカラーに多いのが、パーマによる皮膚炎かぶれ等と衣服の汚損です。カラー、パーマ施術の際は、首周りにしっかりとタオルやラップ等を巻くようにしましょう。濡れたタオルはその都度取り替えるようにしましょう。

多発事故・パターン1
●ヘアカラー液およびパーマ液による皮膚炎・かぶれ等
●ヘアカラー液およびパーマ液による衣類汚損



対策
床に散った髪の毛は大変滑りやすいものです。お客様だけでなく、従業員も足を滑らせ手元が狂ったりして、お客さまにご迷惑をかけることも考えられます。カットした髪の毛はすぐに取り除いておきましょう。

多発事故・パターン2
●施設の管理不備・欠陥等による傷害

※事故が発生したらBA東京事務局まで

対策
お客さまの持ち物をお預かりした以上、お店が責任を持って適切に保管する義務があります。紛失した場合だけでなく、お預かりした物を壊したり傷つけた場合も賠償責任が生じます。お預かり品は番号札で管理するなどの工夫をして保管することが大切です。

多発事故・パターン3
●預り品の紛失・盗難
●顧客の財物破損(メガネ含む)

最近の多発事故と防止対策